

## 町田市ホームページ

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

大切な方を亡くされたとき、あわただしく、様々な手続きも忘れてしまいがちです。

このチェックリストでご確認ください。

分類	チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
戸籍	<input type="checkbox"/>	死亡届	死亡届・死亡診断書又は死体検案書(死亡届の右半分)、届出人の印鑑 <b>事前に火葬場を予約してください。</b>	・市庁舎1階 104 市民課 Tel.042-724-2865 ・各市民センター
	<p>※死亡の届出は、死亡の事実を知った日から7日以内に手続きしてください。</p> <p>※死亡の届出は、土日祝祭日及び夜間でもお受けしています。(受付場所は市庁舎の休日・夜間受付窓口です)</p>			
住民登録	<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯の世帯主が死亡したとき(世帯主変更届)	右記へお問い合わせください	・市庁舎1階 102 市民課 Tel.042-724-2123 ・各市民センター
保険・年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証(70歳から74歳で亡くなられた方のもの)の返還	国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証	・市庁舎1階 106 保険年金課 Tel.042-724-2124 ・各市民センター
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険証の交付を受けている方が亡くなり、葬祭費の申請をするとき	国民健康保険被保険者証(亡くなられた方のもの)、喪主の方の印鑑、喪主名義の振込先口座のわかるもの、あて名が明記された葬祭費用の領収書または会葬礼状等喪主が葬儀を行ったことわかる書類	・市庁舎1階 107 保険年金課 Tel.042-724-2130 ・各市民センター
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納付が済んでいないとき	国民健康保険税納税通知書	・市庁舎2階 210 納税課 Tel.042-724-2121
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証の返還	後期高齢者医療被保険者証	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方が亡くなり、葬祭費の申請をするとき	後期高齢者医療被保険者証、喪主の方の印鑑、喪主名義の振込先口座のわかるもの、あて名が明記された葬祭費用の領収書または会葬礼状等喪主が葬儀を行ったことわかる書類	・市庁舎1階 107 保険年金課 Tel.042-724-2144 ・各市民センター
	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、負担割合証の交付を受けているとき	介護保険被保険者証、負担割合証(要介護認定を受けている方・事業対象者の方のみ)	・市庁舎1階 112 介護保険課 Tel.042-724-4364 ・各市民センター
	<input type="checkbox"/>	国民年金の遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金の請求をするとき	右記へお問い合わせください(国民年金のみに加入されていた方)(注1)	・市庁舎1階 105 保険年金課 Tel.042-724-2127
<p>注1)厚生年金保険や共済年金に加入されていた方は、年金事務所または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください(八王子年金事務所:Tel.042-626-3511、ねんきんダイヤル:Tel.0570-05-1165、03-6700-1165)</p>				
市税	<input type="checkbox"/>	納税を口座振替しているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 210 納税課 Tel.042-724-2120
	<input type="checkbox"/>	市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付が済んでいないとき	市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税納税通知書	・市庁舎2階 210 納税課 Tel.042-724-2121
	<input type="checkbox"/>	市内に固定資産(土地や家屋)を持っているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 209 資産税課(管理係) Tel.042-724-2530
<p>★配偶者を亡くされた方は翌年の申告で寡婦・寡夫の控除が受けられる場合があります。詳しくは市民税課(205窓口/Tel.042-724-2114・2115)へお問合せください。</p> <p>※相続税に関することは税務署へお問い合わせ願います。(町田税務署Tel.042-728-7211)</p> <p>※不動産登記の名義変更については、法務局へお問い合わせ願います。(東京法務局町田出張所Tel.042-722-2414)</p>				

## 町田市ホームページ

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

大切な方を亡くされたとき、あわただしく、様々な手続きも忘れてしまいがちです。

このチェックリストでご確認ください。

分類	チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
子ども等	<input type="checkbox"/>	乳幼児医療費助成制度又は義務教育就学児医療費助成制度を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 子ども総務課 Tel.042-724-2139 ・各市民センター
	<input type="checkbox"/>	児童手当又は特例給付を受けているとき		
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当、児童育成手当を受けているとき又は受けるとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 子ども総務課 Tel.042-724-2143
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成制度を受けているとき又は受けるとき		
	<input type="checkbox"/>	母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金を借りている方	運転免許証等の本人確認書類	・市庁舎2階 204 子ども家庭支援センター Tel.042-724-4419
	<input type="checkbox"/>	保育所・幼稚園(新制度園)・認定こども園等に入所している又は入所を希望しているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 204 保育・幼稚園課 Tel.042-724-2137
	<input type="checkbox"/>	学童保育クラブに入所している又は入所を希望するとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 児童青少年課 Tel.042-724-2182
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を希望するとき(小・中学生の保護者)	右記へお問い合わせください	・市庁舎10階 1002 学務課 Tel.042-724-2176
障がい	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、印鑑	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel.042-724-2148
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳、印鑑	・市庁舎1階 114 障がい福祉課 Tel.042-724-2145
	<input type="checkbox"/>	障がい者関係の手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel.042-724-2148
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel.042-724-2148
	<input type="checkbox"/>	難病医療費助成制度を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel.042-724-2148
自動車、バイク	<input type="checkbox"/>	50～125CCの原付バイクを持っているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 206 市民税課 Tel.042-724-2113 ・忠生市民センター Tel.042-791-2802 ・鶴川市民センター Tel.042-735-5704
	<input type="checkbox"/>	125CC超のバイク、普通自動車を持っているとき	右記へお問い合わせください	・東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 Tel.050-5540-2033
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っているとき	右記へお問い合わせください	・軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 Tel.050-3816-3104
その他	<input type="checkbox"/>	特別弔慰金、特別給付金の請求手続き、国庫債券を受給している方(旧軍人等援護関係)	右記へお問い合わせください	・市庁舎7階 703 福祉総務課 Tel.042-724-2537
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳、手当証書、第一種・第二種健康診断受診者証、健康診断受診票、(都)医療券をお持ちの方(原子爆弾被爆者関係)	右記へお問い合わせください	・市庁舎7階 703 福祉総務課 Tel.042-724-2537
	<input type="checkbox"/>	水道の契約者の名義変更するとき	右記へお問い合わせください	・水道局多摩お客様センター Tel.0570-091100

※毎月第2・第4日曜日は、市民課、保険年金課、子ども総務課、市民税課、納税課及び市民センターが開庁しています。

ただし、平日とは取り扱い業務が異なりますのでご注意ください。

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月初旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

町田市役所市民課  
042-722-3111(代表)